

沖縄労働局発表
令和6年6月24日

担 当	労 働 基 準 部
	部 長 岡崎 暁
	賃 金 室 長 崎原 恵利子
	電話：098 - 868 - 3421

「令和6年度第1回沖縄地方最低賃金審議会」 を開催します

- 沖縄県地域別最低賃金の改正を

沖縄地方最低賃金審議会に諮問します -

1 趣 旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定等セーフティネットとして重要な役割を果たしています。

沖縄労働局（局長 柴田 栄二郎）は、令和6年度の沖縄県地域別最低賃金の改正について、7月1日に開催される令和6年度第1回沖縄地方最低賃金審議会において改正の諮問を行います。

2 審議会開催日時

日 時 令和6年7月1日（月） 午後3時～

場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
2階共用大会議室

3 参考【沖縄県最低賃金改正の推移】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最賃額	790円	792円	820円	853円	896円
引上額	28円	2円	28円	33円	43円

4 その他（報道マスコミ関係者のみ）

取材等を希望の際は、別紙「取材申込書」によるメール登録をお願いします

（カメラ撮りについては諮問まで）。

(別紙)

(令和6年7月1日開催)

「令和6年度第1回沖縄地方最低賃金審議会」 取材申込書

恐縮ですが、会場設営の関係で、6月28日(金)17:00までに下記メールアドレスあて、申込書を添付して申し込んでください。

電子メールアドレス chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp

社名	
媒体名	
部署名	
氏名	(合計名)
連絡先	電話： FAX： Email：
カメラ	あり(スチール・ムービー) ・ なし 該当するものを○で囲んでください。
通信欄	

〔注意事項〕

当日の入場は先着順とさせていただきますので、よろしくお願ひします。
カメラ撮影は、会議冒頭から諮問までとさせていただきます。

【報道関係者からのお問い合わせ先】

沖縄労働局 労働基準部 賃金室

担当： 崎原、喜友名 電話 098(868)3421